

【重要】必ず、保護者の方へ渡してください。

保護者の皆様へ

令和 8 年 1 月
大刀洗町教育委員会

令和 8 年度 就学援助制度のお知らせ

「就学援助」とは、経済的理由で就学にお困りの大刀洗町内の小・中学校等に通う児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助する制度です。なお、申請後審査がありますので、必ずしも支給されるとは限りません。

1. 申請手続きから支給までの流れ

(1) 申請手続き

- ①申請書を記入し、「3.申請に必要なもの」をそろえます。
- ②児童生徒が在籍している学校または教育委員会こども課へ提出します。
小・中学校どちらにも在籍している場合はいずれか一つの学校への提出でかまいません。
区域外就学の場合は、教育委員会こども課へ提出をお願いします。



申請書は、
町内小・中学校やこども課、
町ホームページで配布しています。

(2) 申請期間

令和 8 年 2 月 2 日(月)～4 月 30 日(木)

窓口受付時間<午前 8 時 30 分～午後 4 時 40 分>

※上記申請期間外に申請した場合、下記(3)①のとおり、支給対象期間が変更されます。

令和 8 年度の申請書の最終締切日は、令和 9 年 2 月 26 日(金)です。

(3) 審査結果通知および支給

①支給対象期間

申請書提出月によって支給の対象となる期間が異なります。

申請書提出月	令和 8 年 4 月 (第 1 回審査)	令和 8 年 5 月～令和 9 年 2 月 (第 2 回以降の審査)
結果通知時期	7 月上旬ごろに通知	提出月の翌月下旬までに通知
支給対象月	4 月分から	申請書を提出した翌月の分から(月割り)

※年度途中で転入された場合は、支給開始月を調整します。

②支給方法

原則として、各学期末に申請書に記載された口座へ町から振込みますが、状況によっては学校から直接振込み(お渡し)する場合があります。

また、校納金が未納の方は、支給時期が遅れたり、校納金へ充当したりする場合があります。

2. 対象者

大刀洗町内に住所を有する方で、国公立の小中学校に在籍する児童生徒がいる次のいずれかの世帯

要保護		現在、生活保護を受給している世帯（申請書の提出は不要です）																	
準要保護	1	令和7・8年度中に生活保護法に定める教育扶助の停止・廃止を受けた方（世帯構成などの変更を伴う場合は除きます。）																	
	2	児童扶養手当を全額受給している方																	
	3	世帯全員の国民健康保険税が免除された方																	
	4	世帯全員の国民年金保険料が国民年金法第89条又は第90条に基づき全額免除された方																	
	5	令和7年1月～12月の世帯全員の合計所得金額の合計が支給対象基準金額以下の世帯 「支給対象基準金額のめやす」（世帯構成員の年齢により、金額は上下します。） <table><tr><td>世帯員数</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人</td></tr><tr><td>基準金額</td><td>約168万円</td><td>約191万円</td><td>約250万円</td><td>約326万円</td><td>約368万円</td></tr></table> ・所得金額とは、確定申告の場合は、令和7年分確定申告書の「所得金額」欄の「合計」、給与所得のみの場合は、令和7年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」です。 ・世帯構成は、申請書提出月における住民票上の世帯構成員です。 ※16歳以上の世帯構成員の所得合計額が審査対象になります。 ※世帯構成員の年齢等により基準金額が世帯ごとに違うため、事前に支給の可否の計算はできません。 ※令和7年度時点のめやすのため、変更される可能性があります。						世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	基準金額	約168万円	約191万円	約250万円	約326万円	約368万円
	世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人													
基準金額	約168万円	約191万円	約250万円	約326万円	約368万円														
6	その他教育委員会が上記に準ずる程度に困窮していると認めた方																		

3. 申請に必要なもの

(1) 【必須】申請者全員

- ①令和 8 年度大刀洗町就学援助費受給申請書および口座振込依頼書
- ②申請者(保護者)の通帳の写し(銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかる頁)

(2) 該当者のみ

状況	必要な書類	備考
① 世帯の中に令和 8 年 1 月 2 日以降に大刀洗町に転入した 16 歳以上の人がいる	転入した人の「令和 8 年度住民税課税(非課税)証明書」(写し可) ※源泉徴収票は不可。	令和 8 年 1 月 1 日時点で住民票があった自治体で、令和 8 年 6 月頃発行できます。 申請書と同時に提出できない場合は、その旨お伝えください。
② 世帯員全員が国民年金保険料の全額免除もしくは国民健康保険税の免除を受けている	免除の通知書の写し	
③ その他特別な理由により経済的に困難	そのことが分かる書類	
④ 賃貸住宅に住んでいる	最新の「賃貸契約書」の写し ※住所・借主・貸主・賃貸期間・家賃額が明記されているもの	必須ではありませんが、提出いただくと審査の計算上加算(上限あり)します。

4. 支給内容(予定)

費用	対象者		年間支給額		支給時期
			小学校	中学校	
学用品費	準要保護	第1学年	13,230 円	25,040 円	7 月/12 月/3 月
		その他の学年	15,500 円	27,310 円	(年間額を 3 分割)
①新入学用品費	準要保護	第1学年	57,060 円	63,000 円	7 月
②修学旅行費	要保護	参加者	実費(22,690 円)	実費(60,910 円)	実施後 (7 月/12 月/3 月のいずれか)
	準要保護				
学校給食費	準要保護	全員	実費		7 月/12 月/3 月
③医療費	要保護	該当者	実費		実施後 (町から医療機関へ直接)
	準要保護				
PTA 会費	準要保護	全員	実費(3,450 円)	実費(4,260 円)	3 月
生徒会費	準要保護	全員		実費(500 円)	3 月
クラブ活動費	準要保護	全員		実費(11,000 円)	3 月
④日本スポーツ振興センター災害 共済掛金	要保護	全員	免除		
	準要保護	全員			
オンライン学習通信費	準要保護	全員	一世帯ごとに 12,000 円(長子支給)		7 月/12 月/3 月 (年間額を 3 分割)

- ※ 年間支給額、支給時期は予定であり、変わることがあります。
- ※ 支給費は上記の費目以外の目的には使用することはできません。
- ※ 実費に上限がある場合は、かつこ内に上限金額を記載しています。
- ※ 区域外就学の支給費目は、学用品費等、新入学用品費、修学旅行費、オンライン学習通信費です。就学する学校所在地の市町村から支給を受けている場合、重複した費目は支給しません。

① 新入学用品費

第1回審査(令和8年4月30日までの申請者)で認定された方のみが対象です。令和8年3月に「入学準備金」を受給されている場合は対象外です。

② 修学旅行費

認定日より前に修学旅行が実施された場合は対象外です。

③ 医療費

対象疾病は、う歯・慢性副鼻腔炎・アデノイド・中耳炎・結膜炎・トラコーマ・白癬・疥癬・膿痂疹・寄生虫病です。学校で実施される健康診断にて対象疾病が疑われた方に、7月中旬に「医療券」を交付します。医療券を持参し、医療機関を受診してください。7月1日時点で認定されている方のみ対象です。

④ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金

5月1日時点で認定されている方のみ対象です。

支給対象は
このようになっています。



5. 注意事項

- (1) 申請書の提出忘れ・遅れに対する**救済措置はありません**。十分にご注意ください。
申請書に記載された内容の確認等について**電話や郵送にてご連絡することがあります**。必要な手続きがされていない場合や、申請内容の確認及び添付書類不足等により通知書をお送りする場合がありますので、郵便物は必ず確認してください。
- (2) 入学準備金を申請された場合は、再度申請書を**提出する必要はありません**。
入学準備金を申請された場合は、**同世帯に他に就学援助の対象の児童生徒がいる場合も不要**となります。
- (3) 申請内容を変更されたら**再度申請が必要です**。
申請された内容から世帯員、氏名、住所、住民税情報、振込先口座等を変更された場合は、**再度申請が必要です**。申請がない場合は、変更された月以降の分の支給ができません。
申請の後、再度審査を行うこととなりますが、変更後の世帯での認定による支給の適用は、申請日の翌月からとします。また、**申請内容に誤りがあった場合、遡って返納となる場合がありますのでご注意ください**。
- (4) 学校への**校納金は必ず納入**してください。
校納金は、就学援助の支給の有無に関わらず納入していただく必要があります。就学援助の制度は、校納金として納付された内容の一部を申請者(保護者)へ支給するものです。給食費など学校徴収金の滞納(前年度までの分を含む)がある方は、納入が必要です。
- (5) 所得の確認について
令和8年1月1日現在、大刀洗町に住所(住民登録)がある方は、申請書に基づき、大刀洗町課税台帳上の記録により確認しますので、課税証明書等の書類は必要ありません。
ただし、**令和7年分の収入の申告をしていない方は、所得の審査ができません**ので、早めに税務署または大刀洗町税務課への申告を済ませておいてください。所得のない方(被扶養者を除く)や、税務署で所得申告が必要ないと言われた方も、市町村への申告は必要です。また、令和8年1月1日現在国外に住んでいる方は、大刀洗町教育委員会こども課学校教育係へお問い合わせください。



申請内容が変わったら
再度申請してください！

6. 問合せ先

- (1) 申請手続き・制度の内容に関すること
〒830-1298 三井郡大刀洗町大字富多819
大刀洗町教育委員会 こども課 学校教育係 (TEL 77-6205 FAX 77-2720)
- (2) 校納金・支給額に関すること
大堰小学校 (TEL 77-0170・FAX 77-5150) 本郷小学校 (TEL 77-0036・FAX 77-0126)
大刀洗小学校 (TEL 77-0203・FAX 77-5153) 菊池小学校 (TEL 77-1544・FAX 77-1617)
大刀洗中学校 (TEL 77-0075・FAX 77-3439)
- (3) 所得申告(住民税)の手続きに関すること
大刀洗町役場 税務課 町民税係 (TEL 77-0172 FAX 77-3063)